

# 平成 29 年度長久手市地域包括支援センター運営方針

## 1 運営方針の目的

平成 29 年度長久手市地域包括支援センター運営方針は、平成 29 年度の地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や業務推進の方針、重点取組項目等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

## 2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置される(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)。

地域包括支援センターは介護保険法第115条45第2項に定められた包括的支援事業のほか、指定介護予防支援及び介護保険法第 115 条 45 第 1 項第 1 号二(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)に定められた第 1 号介護予防支援事業を一体的に実施する。

地域包括支援センターが、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となること、及び地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域の多様なニーズに応えることのできる拠点になることを目指す。

## 3 基本方針

地域包括支援センターは、地域包括ケアのあり方を企画する一翼となる機関である。介護保険制度の一部が総合事業として市町村事業になる等、市の地域包括ケアの考えを早急に統合していく必要性が高まっている。平成29年度は、平成30年度からの高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定とあわせ、総合事業や包括的支援事業の実施内容を検討していくにあたり、地域包括支援センターの業務は非常に重要となる。このことから地域包括支援センターは次の方向性を強化しなければならない。

### 1 後手の対応から先手の対応へ

高齢者が増え続ける中、制度の限界が見えてきている。多くの問題を抱えている方の課題が解決できず、状態が重度化し、危機的状況になってから個別に対応する「後手の対応」から、比較的元気なうちから地域で包括的に支援する「先手の対応」に転換しなければならず、その転換を推進する必要がある。

## 2 現在の視点から未来の視点へ

現行制度において、現在支援が必要な人への解決をすることも重要であるが、高齢者や介護保険制度を取りまく情勢はどんどん厳しさを増しており、未来に焦点をあてて、新しい仕組みづくりのために様々な情報を収集し、課題解決のために何が必要なのかを考えることの重要性が高まっている。

## 3 支援者から企画者へ

地域包括支援センター自身が支援者となることも重要であるが、それぞれの専門職が担う役割を統合し、市民や関係者が一体となって、新しい仕組みを構築していくため、これらの人々の声を丁寧に聞くとともに、共通の課題を抽出し、解決のための施策を市とともに考えていく企画者にならなければいけない。

## 4 プレイヤーからマネージャーへ

一人ひとりの支援すべき人に対応することから、市民や関係者等が適切に支援できる仕組みを創出したり、支援者への必要なサポートをしたりすることに業務のポイントを置き替える必要がある。

## 5 介護の支援者から介護及び医療の支援者へ

重度な人を中心として、いつまでも在宅で暮らし続けるためには、介護と医療の連携を進める必要がある。医療関係者との交流や意見交換を充実させ、介護関係者と医療関係者の橋渡しをしていく必要がある。

## 4 平成29年度重点取組項目

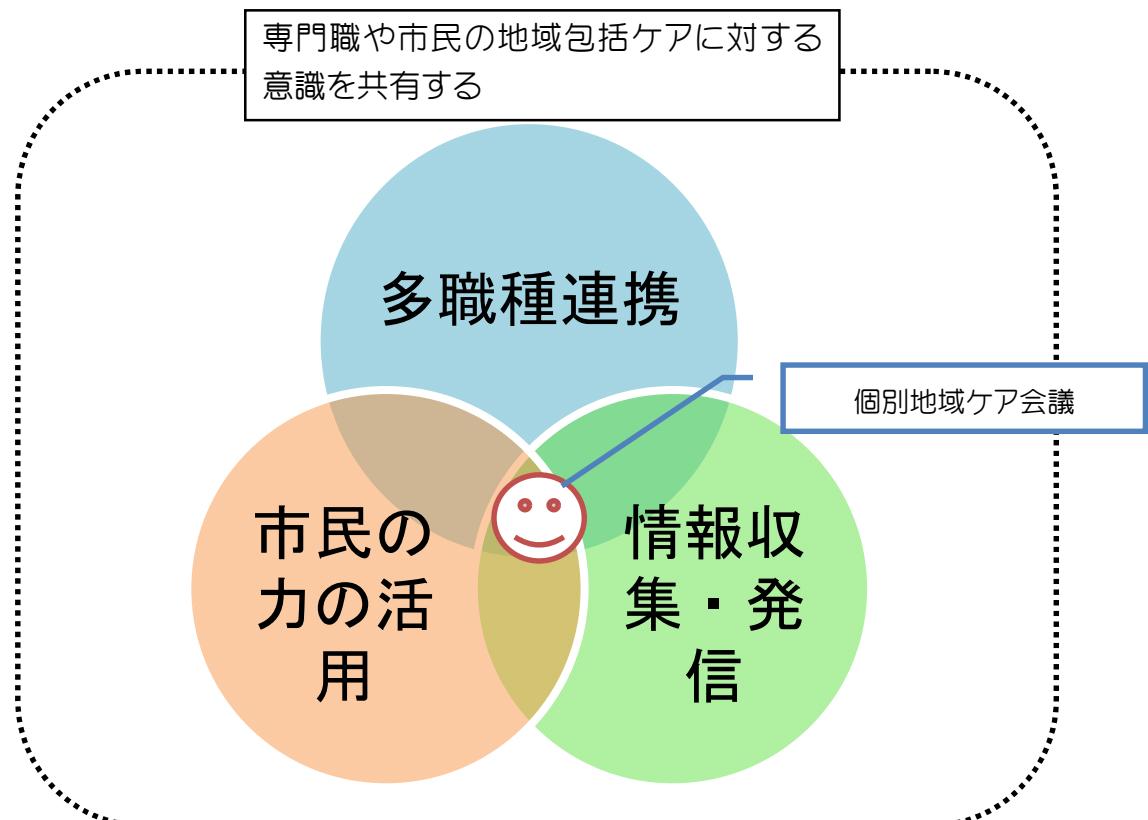
前記3の基本方針に基づき、地域包括支援センターが、平成29年度に重点的に取り組む項目について、次ページの図で表すことを念頭に置くものとする。

地域包括支援センターは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して、生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援をしていく地域包括ケアシステムの構築に努める。

地域包括ケアシステム構築にあたり、地域包括支援センターは専門職や市民の地域包括ケアに対する意識を共有することを大きな目標とする。特に、今後増える認知症の対応については、地域全体で対応することが必要であることから、認知症地域支援推進委託と一体的に認知症施策の推進に取組むものとする。

その目標を達成するために、平成29年度は①多職種連携②市民の力を生かす

③情報収集・発信に重きを置いた取組を行う。その核となるのが、**個別地域ケア会議**である。



### (1) 個別地域ケア会議を通じた多職種連携

#### 【現状・課題】

近年のケアマネサロンの実施や、長久手市医療・介護・福祉ネットワーク連絡協議会により、多職種の連携を図っているものの、個別地域ケア会議が困難ケースの解決を図る目的となってしまっており、多職種連携の充実や地域課題の抽出、一般化に結びついていない。

### 【活動目標】

- ・個別地域ケア会議の開催回数を増やし、多職種のネットワーク構築に努める。
- ・個別地域ケア会議を通じてケアマネジャー等専門職が抱える課題や利用者のニーズを明らかにし、解決への支援を行いながら、ケアマネジメントの質の向上を図る。

### 【取組のポイント】

個別地域ケア会議は、複雑・困難な状況を抱えたケースを意図的に取り上げるのではなく、より一般的なケースを多角的な視点で検討し、課題抽出・解決を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を目指すもの。

今まででは、個人の努力で解決してきた問題に、今後は、それぞれの職種や機関が自分の役割として主体的に取り組めるようにしていく必要がある。

## (2) 市民の力を活かした新しい総合事業の実施

### 【現状・課題】

現在、市民によるサロン活動は実施されているものの、介護保険サービスと連動した一体的なケアには結びついていない。長久手市は平成29年3月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業という。）を開始するところ、この事業を推進しつつ、ケアマネジメント時に介護保険サービスの利用だけでなく、市民の力を活用した事業や活動を併用することが必要となる。

### 【活動目標】

- ・市民の力を活用した事業や活動を推進するために、関係機関と連携を図る。
- ・市民の力を活用した事業や市民によるサロン活動の情報を把握するとともに、相談対応やケアマネジメント時にこれらの事業や活動につなげていく。

### 【取組のポイント】

新しい総合事業対象者については、介護保険サービスに加え、一般介護予防事業や地域のサロン活動等、市民の力を活用した事業や活動を併用したケアを目指します。

また、市民の力を活用した事業や活動については、市民が受動的な立場だけでなく、能動的な立場で活躍できるよう、関係者につなげていくことが大切です。

### (3) 情報収集・発信

#### 【現状・課題】

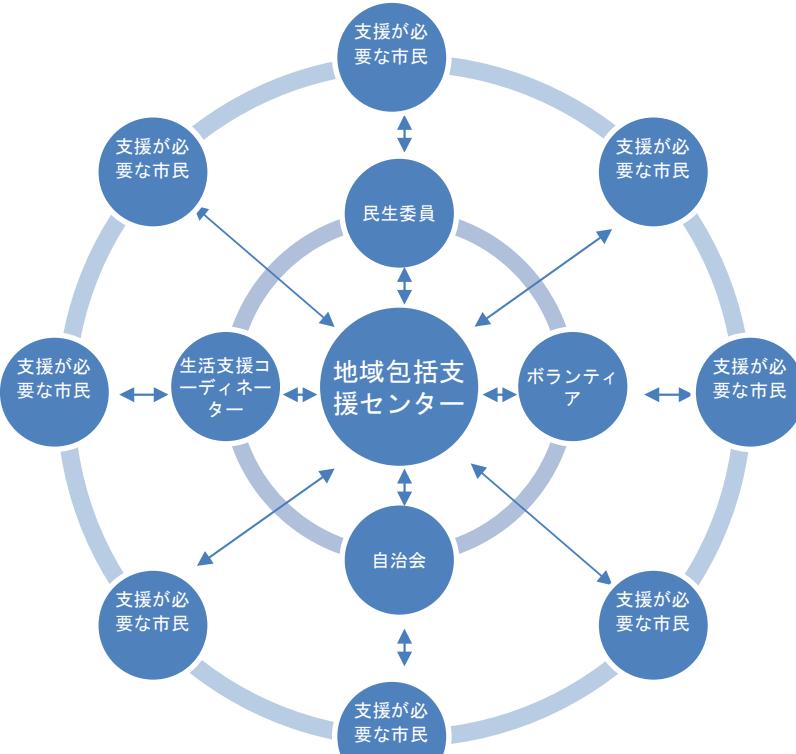
平成 28 年度介護予防事業のためのアンケート(対象者 65 歳以上の市民(要介護・要支援を除く))によると、地域包括支援センターの認知度について、約 6 割が地域包括支援センターを知っており、約 4 割が知らないと答えた。半数以上に認知されているものの、今後も引き続き広報活動が必要である。

#### 【活動目標】

- ・相談に来る人だけでなく、出張相談等市民へのアウトリーチを行う。また、民生委員など市民の見守りの目となる役割の人と、包括とのつながりを強化し、支援が必要となる高齢者の情報を取得しやすくする。
- ・出張相談や広報活動を通じて、見守りの目の役割となる人たちと連携して支援が必要な高齢者の情報を収集し、地域課題の抽出につなげる。

#### 【取組のポイント】

地域包括支援センターの役割や意義の情報発信について、市民ひとりひとりに広報することも大切ですが、市民関わる地域の人(民生委員やボランティアなど)にも広報を行い、その人たちから市民の情報を収集することも必要です。



## 5 包括的支援事業実施に係る留意事項

### (1) 地域包括支援センターの事業計画と評価

運営方針に基づき、事業計画書を作成すること（様式は市が定める）。また、事業完了後に事業評価を実施すること。

### (2) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切な運営に関する評価を行うために必要とする、資料提出や報告を行うこと。また、必要に応じて、地域包括支援センター運営協議会に同席すること。

### (3) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意すること。

また、各事業の実施にあたり、担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るものとする。

### (4) 市との連携

担当地域における高齢者支援について、市役所と一体となって取り組む必要があるため、自らの役割にとどまるだけではなく、目的指向型の問題解決を心がけ、互いに協力し合いながら良好な関係を構築していくこと。